



2023年5月15日

各 位

会 社 名 住友ベークライト株式会社
代表者名 代表取締役社長 藤原 一彦
(コード番号 4203 東証プライム市場)
問合せ先 総務本部長 白本 勝久
(TEL 03-5462-4111)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2023年5月15日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2023年6月22日開催予定の第132期定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入の目的および条件

(1) 導入の目的

本制度は、当社の取締役（社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

(2) 導入の条件

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給するものであるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

なお、2006年6月29日開催の第115期定時株主総会において、当社の取締役の報酬額は年額5億5千万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認をいただいておりますが、本株主総会では、本制度を新たに導入し、上記報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

本制度に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報

酬の総額は年額1億5千万円以内とし、本制度により発行または処分される当社の普通株式の総数は年7万5千株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）または株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率または併合比率等に応じて合理的な範囲で調整します。）といたします。

対象取締役は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行または処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、発行または処分に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とされない範囲において取締役会において決定いたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会または取締役会の決議により委任を受けた指名・報酬委員会が決定いたします。

なお、本制度による当社の普通株式の発行または処分にあたっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象取締役は、譲渡制限付株式の割当てを受けた日から当該対象取締役が当社の取締役または執行役員の地位を退任する日までの期間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 上記①に定める期間中に対象取締役が法令、社内規則または本割当契約の違反その他当該株式を無償取得することが相当である事由として本割当契約に定める一定の事由が生じた場合には当社が当該株式を無償で取得すること

（ご参考）

- （1）当社は、本株主総会において本制度に関する議案が承認されることを条件に、当社の執行役員（国内非居住者を除きます。）に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定です。
- （2）本制度の導入にあたり、本制度の導入時点における対象取締役の月額報酬（固定報酬）と株式報酬の割合が概ね90：15となるよう、対象取締役に対する現行の月額報酬の支給額を10%減額し、株式報酬に充てる予定です。

以上